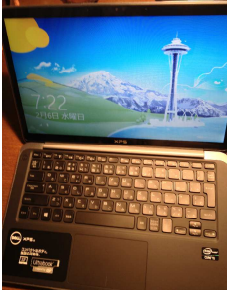




【近況報告】ウルトラブック買いました！



最近、久しぶりにセミナーの講演依頼をいただき、いつも使用しているノートパソコンを開いてみると、何となく冷却ファンの音が気になりました。さすがにこれでは良いセミナーはできないなと思いましたが、思い切って約5年間共にしたノートブックを下取りしてもらい、新しいノートパソコンを購入することに決めました。

ボタンを押すとパスワードの入力画面が出るまでなんと10秒足らず！思いついたらすぐにメモを取るような感覚で使えます。

薄くて軽いため、持ち歩きや携帯も非常に便利で、バッテリーも十分に持ちます。元祖薄型ノートパソコンは約10年前のシャープのメビウスムラマサ (Mebius MURAMASA) であろうと思われますが、約2時間で切れるバッテリーに難があったことを考えると、この10年の技術進歩の速さを感じさせられます。

【現代労務】契約社員の定年設定

平成25年4月より改正労働契約法が施行され、通算5年を超えて契約を反復継続した場合には、本人からの申込みにより雇用契約を「無期契約」に転換できるというルールが実施されるようになります。ここで注意しなければならないことは、「正社員」に転換できるということではないということです。無期契約に転換後も特段の定めがない場合は無期転換前と同一の労働条件が適用されるようになります。

そこで、気を付けなければならないことは、通常の就業規則では定年が定められておりますが、基本的には正社員に適用することが前提として作られております。契約社員には契約社員用に就業規則を作っているケースが多いと思いますが、新しいルールの施行により無期契約の契約社員が生まれると、そこに定年を定めていなければ本人が退職の意思表示をするまで、70歳、80歳になっても雇用を続けなければならない、ということになりかねないことを指します。

今年の改正への対応策としての就業規則変更は重要な意味を持つのです。

名言名句の杜

【今回の名言名句】

困師は欠くべし

(孫子)

「孫子」は、クラウゼヴィッツの「戦争論」と並び称させる代表的な軍略書です。今回の言葉は単に「完全包围はするな」という意味ではございますが、人間は生きるか死ぬかの状況に直面すれば全力で立ち向かうものの、逃げるといふ選択肢も与えられると意識が分散され、全力が出なくなるという人間心理の本質を見事に見抜いているところに、数千年の時を経てなお多くの経営トップの戦略立案を支えている古典となっていることの重みを感じることができます。

【編集後記】

今回のノートパソコンは実に3代目の機種更新です。ノートパソコンは故障しやすいという欠点もありますが、外出時でも快適に動くようになっていることにはありがたいと感じます。次はタッチパネルのパソコンにも挑戦したいと感じる今日この頃です。

【作成・発行】

オーダメイド労務管理事務所
〒584-0007
大阪府富田林市南旭ヶ丘町12-35
特定社会保険労務士 高木 修一
TEL：0721-21-3115
FAX：0721-21-3116